

資料①：平成 27 年度 第 4 回会議の議事録

(平成 28 年 2 月 4 日開催)

平成 28 年 8 月

南 城 市

1. 平成 28 年度「おでかけなんじい」の運行計画について

番号	委員	事務局
1-1	運行計画（案）では、車両が 4 台となっているが増便するのか。	現在と同じ 3 台で運行する。運行は最大 3 台で予備車 1 台を含めて 4 台となる。
1-2	減便と運行取り止めは、1 回でも基準を下回れば行うのか。あるいは一定期間状況をみるのか	原則、半年毎に基準と照らし合わせて判断する。減便、運行取り止めの基準は示しているが、今後、増便のルールも定めたい。 → 資料④で検討
1-3	減便、運行取り止めについて周知は重要である。利用があつての地域公共交通であり、利用がないと減便、運行取り止めになることの周知をお願いしたい。	利用状況などを車内で示しながら、利用促進を図りたい。チラシ等のみでは味気ないため、運転手と利用者の会話を通じて周知を図りたい。 → 資料 P3 に車内に掲載予定のチラシを添付
1-4	コンパクトカーの導入も検討するときにいたが、どのような車両を導入するのか。	利用状況を見て、7 人乗りクラスか、セダンタイプかなどの判断を行う。現在の車両のリースが終了する 4 年後にあらためて検討する。
1-5	回数券は、一般も中高生も同じ割引率か。通学や親子での利用等、別途、割引があると利用しやすい。	アンケートでは、3,000 円が回数券を購入しやすい金額となっており、委員会で合意した 12 枚綴りの 3,000 円としている。通学や子供の割引については、回数券導入後の利用状況や学校関係者との意見交換を踏まえ、検討したい。
1-6	減便・取り止めの判断基準について、ケース 5'、ケース 6 を推奨しているが、ケース 1~3 を却下している理由を示した方が良いのではないか。	平成 28 年度後半の運行計画の見直しで向陽高校まで運行することになっているが、ケース 1~3 は下校時の 19 時台が運行取り止めとなるため事務局では推奨していない。
1-7	19 時、20 時台の利用者の年齢構成は分かるか。	時間帯別の利用者の属性を改めて整理する。また、高齢の方は病院等で利用されるというイメージがあり、朝の時間帯も属性を確認する。 → 参考資料（H27 報告書）P126 に掲載

2. 生活交通確保維持改善計画(案)について

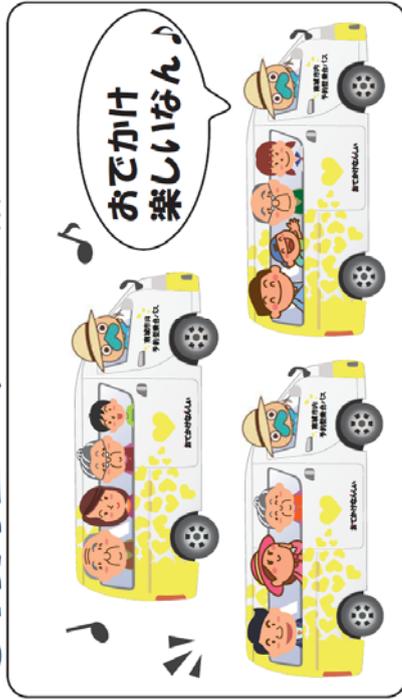
番号	委員	事務局
2-1	一人あたりに換算した負担額、総事業費の計算の前提条件を教えてください。	収入は、目標の利用人数に回数券導入時の平均運賃を乗じて算出している。費用はケース6（平成28年度の運行計画）での経費を算出しており、費用と収入の差額を20歳以上の人口で割り、一人あたりに換算した負担額を算出している。
2-2	20時台は当日予約でも良いのではないかと。	経費削減のため、前日までの予約としている。
2-3	交通施設までの利用者数は、バス停近くの商業施設などで降りた方も含まれるのか。	基本的にはバス停が対象となるが、オペレーターの方が、行き先が商業施設でも括弧書きでバス停名を記載している場合は、交通施設としてカウントしている。
2-4	4月以降の運行は随意契約なのか。他社も参加する資格があるのか。	区域乗合の免許を持っているのが、鏡原第一交通のみであるため、随意契約を予定しているが、他社が免許を取得し、運行する意思があれば契約方法を検討する。 → H28.4に鏡原第一交通と随意契約

3. 今後の進め方(案)について

番号	委員	事務局
3-1	「地域内フィーダー系確保維持国庫補助金」は、別途、協議会を設けて申請するのか。	本日承認いただいた本計画に基づき、補助の申請を行う。 → H28.6に申請
3-2	国庫補助額はどのくらいになるのか。	1年目は厳しく、試算では230万程度となる。2年目以降は1,000万～1,500万を見込んでいる。 → 現時点では、1年目440万円、2年目以降は850万円と見込まれる。
3-3	巡回バスは、「おでかけなんじい」と一体化しないのか。	庁舎間だけの移動であれば無料にすることを、本会議で決定すれば、そのような運行が可能であり、「おでかけなんじい」と一体化できると考えている。ただし、庁舎間巡回バスは担当部署が異なるため、内部での協議を経て、本会議に提示したい。

利用を増やせばますます便利に!!

①利用客が多いと...



「継続」または「増便」♪

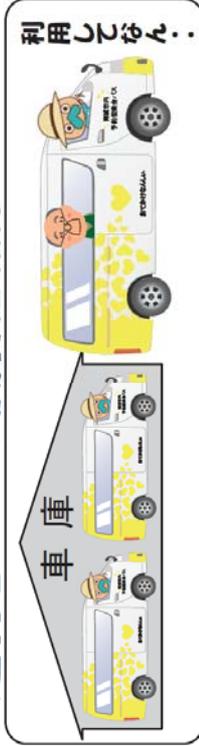


車内掲載予定のチラシ(案)

②利用客が少ないと...



「運休」または「減便」....。



「おでかけなんじい」の運行には、

1台あたり約2,200円の経費がかかっています。

「おでかけなんじい」を継続して運行をするため、

「南城市地域公共交通会議」において、増便や

減便のルールを定めました。

増便・減便のルール

20人 / 台未満 → 減便

0.5人 / 台未満 → 運行取り止め

3.5人 / 台以上 → 増便

平成28年7月末時点においては、

平日、土曜日、日祝日とも20時台の運行が

取り止める基準(0.5人/台未満)を下回っており、

10月末の利用状況をみて継続するか判断します。